

知って得する賃貸住宅経営

2008.8.1号

相続税改正の見通し

昨年末、平成20年度の税制改正大綱が発表されました。そこではっきりしたのが相続税の課税方法の見直しです。実際にはまだ検討段階ですが、来年度の税制改正で成立が予想されています。しかも、今年の10月1日にさかのぼって適用される可能性が高いといわれています。(2008.3.1号参照)

★中小企業の事業継承

ことは、中小企業の事業継承の難しさに端を発します。現在、中小企業の廃業件数のうち、約4分の1は事業を承継させることができないためといわれています。中小企業においては社内に経営の主導権を握る人物が複数存在すると、経営がスムーズに進まなくなってしまいます。そのため、会社の経営は相続人や従業員のうち、ただ一人に絞って承継させざるを得ないという宿命があります。会社を承継させるということは、先代オーナーの所有する株式を事業承継者だけに与えることが普通です。そうすると、往々にして財産の多くが一人に集中して相続されることになり、それは、ほかの相続人から見ると遺産の不公平な按分となってしまいます。遺留分の侵害という問題に至るのです。

そこで、今年成立したのが中小企業の事業承継円滑化法といわれるものです。この法律は遺留分を定めた民法の特例となっており、円滑な事業継承のために、相続人の合意によって遺留分に制限を加えることができる法律です。

この法律の成立にあたっては、「この法律が意味のあるものとなるためには相続税法も改正すべき」とうたわれており、その経緯を受けて、財務省も相続税の改正に具体的に着手しました。

★相続税改正の方向性

それでは、どのように改正されるのでしょうか。現在の相続税は故人の残した遺産と法定相続人の数を基に計算されています。相続税の総額は一家でいくらかを計算する方式となっています。相続人一人ひとりの相続税額はその後でわかる仕組みになっています。この方式のいいところは相続税の対象となる財産を把握しやすいことといわれています。逆に

悪いところは、たとえば、亡くなった故人が生前住んでいた所有地の評価を大きく減額する小規模宅地等の評価減の特例というものがあって、その土地を相続した人は当然にその特例の恩恵にあずかりますが、この特例を適用することによって相続財産の総額が減額されるため、その土地を相続しなかった人も実は恩恵にあずかることになり、理論的でないところがあるといわれています。

今後改正が予想される新しい相続税の計算方式は「遺産取得課税方式」といわれるもので故人の残した遺産の総額や法定相続人の数に関係なく、相続人一人ごとに相続した財産がいくらであるかに応じて課税しようとするものです。相続人Aさんは〇〇%の税率で、相続人Bさんは〇〇%の税率でといったように、別々に相続税を計算することになります。たとえ今の相続税率が変わらなかったとしても、この方式が増税なのか減税なのかはわかりません。遺産分割の仕方しだいだからです。同じ相続人間でも多くの財産を相続した人にはより高い税率を適用することになりそうです。個々の相続人に課せられた相続税を集計したところが、現状の相続税の計算方式より安ければ有利な改正、高ければ不利な改正となるということです。相続税の計算方法の改正に合わせて、当然法定相続人数による各種控除の取り扱いや基礎控除、税率も変わるものと思われます。相続税に対する対策を、何年も前から行っている方も、多いはずですが。相続税は人によってはかなり高額になる上、基本的には一時払い、これだけの大改正があつて2ヵ月後に遡って適用される可能性があるにもかかわらず、現時点では詳細がわかりません。次回は、相続税の計算がどのように変わっていくか、大胆に予想したいと思います。